

○益城町自主防災組織活動補助金交付要綱

令和2年1月24日告示第8号

益城町自主防災組織活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の円滑な運営及び活動に資するために交付する補助金について、益城町補助金等交付規則（平成22年益城町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守るという理念に基づき、地域の防災対策確立のため自主的に結成する組織であり、その運営及び構成に係る規約等を有するものをいう。

(補助対象)

第3条 補助対象となる自主防災組織は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、各号内のいずれかが補助金の交付を受けた場合にあつては、同号に該当する他の組織についても補助金の交付を受けたものとみなす。

- (1) 町内の単独の行政区又は複数の行政区を母体とした組織
- (2) 町内の校区又は小学校区を母体とした組織

(補助対象活動)

第4条 補助の対象となる活動は、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、予算の範囲内とし、その額は、一の自主防災組織につき年間2万5,000円を上限とする。

(交付申請)

第6条 補助金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、益城町自主防災組織活動補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 益城町自主防災組織活動補助金収支予算（決算）書（別記第2号様式）
- (2) 役員名簿
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、規則第4条の規定に基づき補助金の交付を決定し、益城町自主防災組織活動補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第8条 申請者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後に、申請内容に変更が生じたとき、又は補助対象活動を中止するときは、益城町自主防災組織活動補助金変更・中止申請書（別記第4号様式）を町長に提出し、承認を得なければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 町長は、前項の規定により補助金の変更申請を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、益城町自主防災組織活動補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 前2条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）は、補助対象活動が完了したときは、益城町自主防災組織活動補助金実績報告書（別記第6号様式）に益城町自主防災組織活動補助金収支予算（決算）書（別記第2号様式）及び補助対象活動の実施に要した費用の領収書の写し等を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により実績報告を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、益城町自主防災組織活動補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

2 町長は、確定した補助金の額が交付決定額と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の請求）

第11条 補助対象事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、益城町自主防災組織活動補助金交付請求書（別記第8号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 町長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（1） 補助金を目的以外の用途に使用したとき。

（2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象活動	内容
防災訓練等	1 自主防災組織が主催する防災訓練（避難訓練、避難所開設訓練、炊き出し訓練等）の実施に係る費用で、次に掲げるもの （１） 訓練に要する消耗品費（炊き出し訓練用材料、燃料、訓練参加記念品等） （２） 印刷製本費（チラシ作成費等） （３） 傷害保険料 （４） その他町長が必要と認める経費 2 自主防災組織が主催するワークショップ（防災講座、防災マップ作り等）の実施に係る費用で、次に掲げるもの （１） 消耗品費（文房具等） （２） 印刷製本費（チラシ、防災マップ作成費等） （３） 講師報償費 （４） 旅費 （５） 会場使用料 （６） その他町長が必要と認める経費
資機材の購入	自主防災組織の防災活動（防災訓練を含む。）に要する資機材（資機材を整備することにより防災活動の効果を促進すると認められるものに限る。）の購入に要する費用で、次に掲げるもの （１） 救助救護用資機材（担架、車いす、リヤカー等） （２） 情報伝達用資機材（トランシーバー、拡声器等） （３） 避難所運営用資機材（発電機、テント、ホワイトボード等） （４） その他町長が必要と認める資機材